計画においては、地方公共団体又は地方公共団体の公設試験研究機関等が行う地域における大学振興・若者雇用創出事業はもとより、次に掲げる事項及び④に掲げる事項を含め、事業の実施主体及び具体的内容を明確にする必要がある。なお、次に掲げる事項のほか、計画には、高等専門学校又は専門学校が地域における中核的産業の振興や専門人材育成のために行う事業に関する事項等についても記載することができるものとする。

イ　若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

地域における大学振興・若者雇用創出の推進に当たっては、若者にとって魅力ある修学の環境が整備されている必要がある。このため、本事項として、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために大学が行う取組に関する事項について記載することとする。具体的には、国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革に関することや当該改革による魅力ある教育研究の実施に関すること等を記載するものとする。

ロ　地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

地域における中核的な産業の振興に当たっては、大学と事業者の連携の下、学術の中心たる大学の知を生かしつつ、地域の中核的な産業の競争力や生産性を高めるとともに、当該産業を担う専門的な知識及び技能を持った人材を育成していくことが重要である。このため、本事項として、地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項について記載することとする。具体的には、大学と事業者が共同して行う研究に関することやインターンシップなど大学と事業者が連携して行う実践的な教育に関すること等を記載するものとする。

ハ　地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

地域における若者の雇用機会の創出に当たっては、中核的な産業分野において、事業活動の活性化を図るとともに、地域に魅力あるしごとを創出し、良質な雇用の確保につなげていくことが重要である。このため、本事項として、事業者の取組として、地域における事業活動の活性化その他の若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項について記載することとする。具体的には、大学発ベンチャー企業の創出に関することや地域企業における人材の確保及び「稼ぐ力」の強化に関すること等を記載するものとする。

④　地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

地域における大学振興・若者雇用創出事業を効果的かつ効率的に推進するためには、地方公共団体、大学、事業者等が連携及び協力して取り組むことが必要である。このため、「組織」対「組織」の持続可能な連携体制の構築及び維持をはじめ、産官学の各主体の連携及び協力に関する事項について記載することとする。具体的には、推進会議の体制や産官学の各主体の役割分担等を記載するものとする。

⑤　計画期間

大学における研究の成果の事業化や生産性の高い人材の育成により、地域の産業を発展させていくためには、中長期的な取組が必要であることから、計画期間はおおむね10年程度を目安とする。その際、大胆な大学組織改革を含め、先進的な取組を国として支援するとともに、地域における取組が地域の各主体により継続的に行われる将来的な自走を担保するため、原則、計画期間の前半は、交付金により、地域における大学振興・若者雇用創出事業のうち一定割合を国が支援する一方で、産業の発展及び専門人材の活躍が一定程度見込まれる計画期間の後半は、地域の産官学の各主体や地域の金融機関が資金や人材等の資源を拠出し合うことにより計画を推進するものとする。

3）　計画の認定申請に当たっての留意事項

2）のほか、計画の作成に当たっては、法令等を遵守しているものであること及び法律に基づく諸計画との調和が図られていること等に留意すること。

4）　関係大臣への協議

内閣総理大臣は、計画の認定を公平かつ適正に行うため、有識者で構成される委員会（以下「有識者委員会」という。）による評価を踏まえ、認定の適否を判断する。また、計画の認定に当たり、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣（以下「関係大臣」という。）に協議を行う。なお、関係大臣への協議は、期限を付して文書により行うものとする。

5）　計画の認定

内閣総理大臣は、有識者委員会の評価を踏まえるとともに、関係大臣との協議を経て、法第５条第６項の規定により、計画の認定を行う。

内閣総理大臣は、認定計画の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。さらに、内閣総理大臣は、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

また、文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。さらに、文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

内閣総理大臣は、認定計画が法第５条第６項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。また、認定計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、認定地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにするよう努めるものとする。

6）　交付金の交付

法第11条の規定により、認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、認定地方公共団体に対し、次のような手順で交付金を交付する。

①　地方公共団体は、計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。

②　内閣総理大臣は、有識者委員会の評価を踏まえるとともに、関係大臣との協議を経て、当該計画を認定し、交付金の交付決定を行う。

③　認定地方公共団体は、毎年度、交付金を充てて行う事業に係るＫＰＩの検証と事業の見直しを行い、交付金の交付に係る申請を行う際に、当該ＫＰＩの達成状況（達成状況が十分でない場合には、その改善策を含む。）についても併せて提出する。

第６　その他

１．透明性の確保

制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、この基本指針の変更等に関する資料について、インターネット等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

２．計画の認定申請及び交付金の申請に関する詳細

計画の認定申請及び交付金の申請に関する詳細は、施行規則及びこの基本指針のほか、交付金の制度要綱、交付要綱等において示すこととする。

第明治三十五種郵便物認可
平成三十年三月三十一日

発行所　〒一〇二－八二四一　東京都千代田区三番町四番地の一　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3887）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　七〇〇円（本体六五〇円）　（配送料別）